

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書</p>		管理番号	
令和 年 月 日 大阪府 府税事務所長殿	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日 通 信 日 付 印 確 認 印	通 知 書 入 力 済 整 理 簿
所在地及び電話番号	〒		
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(電話))		
(ふりがな) 代表者氏名印	(法人番号)		
経理責任者氏名印			
資本金の額又は出資金の額	円		
令和 年 月 日から の事業年度分の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限を延長したいので申請します。 令和 年 月 日まで			
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> 2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由 ----- ----- ----- ----- ----- -----			
連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒		法人税に係る申告期限の延長申請書 (法人税法第75条第1項第81条の2第1項)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(電話))		
関与税理士署名押印	(電話))		
			提出の有無 有 ・ 無
			指定を受けようとする期日 ・ ・
			申請書提出年月日 ・ ・

※この申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書	管理番号	
令和 年 月 日 大阪府 府税事務所長殿	※処理事項	発信年月日 通信日付印 確認印	通知書 入力済 整理簿
所在地及び電話番号	〒		
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(電話)		
(ふりがな) 代表者氏名印	(法人番号)		
経理責任者氏名印			
資本金の額又は出資金の額	円		
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	の事業年度分の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限を延長したいので申請します。		
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 令和 年 月 日 2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由 ----- ----- ----- ----- ----- -----			
連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話)		提出の有無 有 ・ 無 指定を受けようとする期日 ・ ・
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)		
関与税理士署名押印	(電話)		申請書提出年月日 ・ ・

※この申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。

第 13 号様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法(以下「法」といいます。)第 72 条の 25 第 2 項(法第 72 条の 25 第 6 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)又は第 4 項(法第 72 条の 25 第 7 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)附則第 31 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第 10 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含みます。)により申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項(これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告期限の延長を受けようとする場合においては事業年度終了の日から 45 日以内に、法第 72 条の 25 第 6 項又は第 7 項(これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には、申告書の提出期限の到来する日の 15 日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に 2 通を提出してください。(※)ただし、2 以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所)所在地の道府県知事に提出してください。
(※)大阪府に提出する場合は、1 通を提出してください。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。
- 4 「申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。
- 5 「申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第 72 条の 25 第 2 項(法第 72 条の 25 第 6 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を、法第 72 条の 25 第 4 項(法第 72 条の 25 第 7 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいいます。以下この記載要領において同じ。)がある連結法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 4 に規定する連結法人をいいます。)の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 2 に規定する連結親法人をいいます。以下この記載要領において同じ。)(当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人)が各連結事業年度の連結所得(法人税法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいいます。)の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで申告書を提出することができない事情等を記載してください。
- 6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の欄は、法第 72 条の 25 第 4 項(法第 72 条の 25 第 7 項及び第 72 条の 28 第 2 項において準用する場合を含みます。)の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人(法人税法第 2 条第 12 号の 7 の 3 に規定する連結子法人に限ります。)が記載してください。